

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
事務局規程

昭和51年11月 1日制定
平成 9年 4月 1日一部改正
平成11年 2月26日一部改正
平成12年 3月29日一部改正
平成14年 3月27日一部改正
平成18年 3月27日一部改正
平成22年 3月29日一部改正
平成24年 3月29日一部改正
平成25年 3月28日一部改正
平成27年 3月25日一部改正
平成28年 3月25日一部改正
平成29年 2月24日一部改正
令和 3年 3月11日一部改正
令和 5年 5月24日一部改正
令和 7年 3月14日一部改正
令和 8年 3月13日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春日市社会福祉協議会（以下「本会」という。）事務局の組織及び所掌事務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 本会の事務局に次の課を置く。

- (1) 事業福祉課
- (2) 福祉推進課

2 課の分掌事務は別表のとおりとする。ただし、相当な事情がある場合、事務局長はこの規定にかかわらず、事務分担を変更することができる。

(職の設置)

第3条 事務局に職員の職として次の職を置く。

事務局長・課長・主幹・係長・主査・主事

2 前項に規定するもののほか、会長が必要があると認めたときは、嘱託及び臨時の職員を置くことができる。

(職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 課長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、課の分掌事務を掌理する。

3 主幹は、上司の命を受け、担当職員を指揮監督し、担当の分掌事務を掌理する。

4 係長は、上司の命を受け、担当職員を指揮し、担当の分掌事務を掌理する。

5 前各号に規定する以外の職員は上司の命を受け、所属の事務に従事する。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和51年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年 3月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5年 5月24日から施行し、令和5年 4月 1日から適用する。

附 則

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8年 4月 1日から施行する。

別表

分 掌 事 務

課 等	担 当	分 掌 事 務
事業福祉課	事業総務	(1)理事会、評議員会等に関すること。 (2)定款及び諸規程に関すること。 (3)職員の人事、給与、福利厚生及び研修に関すること。 (4)財産の維持、管理、記録に関すること。 (5)公印管守に関すること。 (6)文書管理に関すること。 (7)予算、決算等財務管理に関すること。 (8)行政機関との調整に関すること。 (9)共同募金春日市支会に関すること (10)福祉会員に関すること。 (11)出納業務に関すること。 (12)視察研修の調整に関すること。 (13)施設等（センター・バス等）の貸付に関すること。 (14)生活福祉資金貸付業務に関すること (15)福祉資金貸付業務に関すること (16)その他、他課に属さないこと。
	老人福祉 センター	(1)老人福祉センター ナギの木苑 管理運営に関すること。 (2)介護予防ボランティアの養成・支援に関すること。 (3)その他、老人福祉センターナギの木苑事業の推進に関すること。
	ボランティア センター	(1)ボランティアの発掘・指導育成に関すること。 (2)ボランティアセンター事業に関すること。 (3)声の広報事業に関すること。 (4)介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。 (5)移送サービスに関すること。 (6)その他、ボランティア活動の推進に関すること。
福祉推進課	地域福祉	(1)社会福祉を目的とする事業の企画及び実施に関すること。 (2)社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助に関する こと。 (3)社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、 調整及び助成に関すること。 (4)社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な 事業に関すること。 (5)保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡に 関すること。 (6)社会福祉を目的とする事業等の広報に関すること。 (7)生活支援体制整備事業に関すること。

		(8)地域介護予防活動支援事業に関する事。 (9)その他、地域福祉活動の推進に関する事。
	総合相談・ 在宅支援	(1)福祉あんしんセンター事業に関する事。 (2)法人成年後見事業に関する事。 (3)中核機関事業に関する事。 (4)相談事業に関する事。 (5)重層的支援体制整備事業に関する事。 (6)生活困窮者自立支援事業に関する事。 (7)その他、総合相談・在宅支援活動の推進に関する事。